

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会
特別支援教育士資格認定規程（2019年11月17日改定）

改定	現行
改定：2019年11月17日	前回改定：2017年4月1日
<p>第4条 S.E.N.Sの資格を取得するためには、本協会 S.E.N.S 養成セミナーを受講し、S.E.N.S 養成カリキュラムに定める所定のポイントを取得しなければならない。</p> <p>2 S.E.N.S 養成セミナーを受講するためには、一般社団法人日本LD学会の正会員でなければならない。</p> <p>3 受講に当たっては本協会に受講登録をする必要がある。受講登録の費用は10,000円+消費税とする。受講登録期間は3年間とし、1回のみ再登録をすることができる。再登録の費用は10,000円+消費税とする。最初の受講登録年度から6年間を経過した場合や一般社団法人日本LD学会を退会した場合には、受講登録を抹消し、その時点で取得したポイントは無効となる。</p> <p>4 <u>S.E.N.S 養成セミナーに適用される条件は、別途定める「S.E.N.S 養成セミナー受講規約」によるものとする。</u></p>	<p>第4条 S.E.N.Sの資格を取得するためには、本協会 S.E.N.S 養成セミナーを受講し、S.E.N.S 養成カリキュラムに定める所定のポイントを取得しなければならない。</p> <p>2 S.E.N.S 養成セミナーを受講するためには、一般社団法人日本LD学会の正会員でなければならない。</p> <p>3 受講に当たっては本協会に受講登録をする必要がある。受講登録の費用は10,000円とする。受講登録期間は3年間とし、1回のみ再登録をすることができる。再登録の費用は10,000円とする。最初の受講登録年度から6年間を経過した場合や一般社団法人日本LD学会を退会した場合には、受講登録を抹消し、その時点で取得したポイントは無効となる。</p>
<p>第7条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の資格認定審査を申請する者は、申請書等所定の書類(附則2、3)に審査料を添えて申請する。なお、S.E.N.S の審査料は10,000円+消費税、S.E.N.S-SV の審査料は20,000円+消費税とする。</p>	<p>第7条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の資格認定審査を申請する者は、申請書等所定の書類(附則2、3)に審査料を添えて申請する。なお、S.E.N.S の審査料は10,000円、S.E.N.S-SV の審査料は20,000円とする。</p>
<p>第8条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに登録料及び S.E.N.S の会費を納入し、資格の登録手続きを取ることが必要である。</p> <p>2 S.E.N.S の登録に関する費用は、登録料(5年間分)：20,000円+消費税および、S.E.N.S の会費(5年間分)：10,000円(不課税)とする。</p> <p>3 S.E.N.S-SV の登録に関する費用は、登録料(5年間分)：30,000円+消費税、S.E.N.S の会費(5年間分)：10,000円(不課税)とする。</p>	<p>第8条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに登録料及び S.E.N.S の会費を納入し、資格の登録手続きを取ることが必要である。</p> <p>2 S.E.N.S の登録に関する費用は、登録料(5年間分)：20,000円、S.E.N.S の会費(5年間分)：10,000円、計：30,000円とする。</p> <p>3 S.E.N.S-SV の登録に関する費用は、登録料(5年間分)：30,000円、S.E.N.S の会費(5年間分)：10,000円、計：40,000円とする。</p>

<p>ただし、納入済みの S.E.N.S の会費に未経過年度分がある場合は、未経過 1 年度につき 2,000 円を差し引いた額とする。</p>	<p>ただし、納入済みの S.E.N.S の会費に未経過年度分がある場合は、未経過 1 年度につき 2,000 円を差し引いた額とする。</p>
<p>附則 10. 本規程は、2011 年 11 月 6 日に一部改定する。 11. 本規程は、2015 年 4 月 1 日に一部改定する。 12. 本規程は、2016 年 4 月 1 日に一部改定する。 13. 本規程は、2017 年 4 月 1 日に一部改定する。 14. 本規程は、2019 年 11 月 17 日に一部改定する。</p>	<p>附則 10. 本規程は、2011 年 11 月 6 日に一部改定する。 11. 本規程は、2015 年 4 月 1 日に一部改定する。 12. 本規程は、2016 年 4 月 1 日に一部改定する。 13. 本規程は、2017 年 4 月 1 日に一部改定する。</p>